

時

大崎事件再審請求棄却決定の不条理と再審法改正の必要性

評



立命館大学教授
辻野貴生

6月22日、鹿児島地方裁判所は、大崎事件に対する4度目の再審の訴えをしりぞけ、再審請求を棄却する決定を下した。

大崎事件とは、1979年10月15日に鹿児島県大崎町で、原口アヤ子さんの義理の弟が牛小屋の堆肥のなかから遺体となって発見された事件である。アヤ子さんは、殺人および死体遺棄を指示したとして懲役10年の有罪判決を受け、確定した。アヤ子さんは、刑執行終了後、1995年4月19日に第1次再審請求を行った。これに対して、鹿児島地方裁判所は、2002年3月26日、再審開始決定をした。ところが、即時抗告審である福岡高等裁判所宮崎支部は、2004年12月9日、再審開始決定を取り消して再審請求を棄却し、最高裁も、2006年1月30日、抗告棄却の決定をした。アヤ子さんは、2010年8月30日、第2次再審請求を行ったが、2013年3月6日、鹿児島地方裁判所は再審請求を棄却する決定をし、さらに、2014年7月15日、福岡高等裁判所宮崎支部によって即時抗告も棄却され、2015年2月2日に特別抗告も棄却された。第3次再審請求は、2015年7月8日に行われた。これに対して、2017年6月28日、鹿児島地方裁判所は、再審開始

決定をし、福岡高等裁判所宮崎支部も、2018年3月12日、検察官からの即時抗告を棄却した。ところが、最高裁判所は、2019年6月25日、再審請求を棄却する決定を行った。今回の決定は、アヤ子さんが高齢であることも踏まえて、第3次再審請求に対する棄却決定からわずか9か月後の2020年3月30日に請求された第4次再審請求に対してなされたものである。

本誌536号において弁護団事務局長の鴨志田祐美弁護士が詳しく指摘しているように、大崎事件の確定判決には数々の問題点があり、合理的に判断すれば、当然、再審開始に至るべきである。実際、上記経過から明らかとなり、3つの裁判体が、再審を認める方向での決定を出している。このこと自体が、確定判決に対する合理的な疑いが疑いなく生じていることを示していると言えよう。にもかかわらず、アヤ子さんの雪冤はいまだに果たされていない。第1次再審請求から数えても、27年間もの間、再審開始決定と棄却決定を繰り返す司法の不条理に翻弄されつづけているアヤ子さんと弁護団の憤りと悔しさを思うと本当に胸が痛む。

大崎事件をはじめ、冤罪を正すための再審が容易に開始されない事件が少なくない現状がある。このような現状を打破するために、白鳥＝財田川決定の趣旨を正しく活かし、新旧証拠の全面的再評価をすべきこと、証拠開示を大幅に拡充すべきこと、疑わしきは被告人の利益に原則の論理的な帰結として再審開始決定に対する検察官による抗告

を禁止すべきことなど、再審制度の改革を理論的にも運動的にも進めていくことの重要性は言うを俟たないが、検察官による抗告禁止については、さらに、次のような問題提起も必要ではないだろうか。

今回の決定もそうだが、再審開始を拒む裁判所は、弁護側の鑑定に対しては鑑定条件や鑑定手法の違いに異常にこだわり証明力を低く評価する一方で、有罪方向の供述について供述内容の矛盾を突いても、記憶違いを訂正したものに過ぎないなどと述べて信用性を救済する傾向が顕著にみられる。そうすると、このような思考形式に染まった裁判体に当たった請求人は、どれほど合理的な疑いを積み上げても、救われないということになってしまう。つまり、裁判官のなかには合理的疑いを発見することのできない層が、しかも、少なくない割合で、存在し続けているということである。一方で、再審開始決定を出す裁判体も存在することから、裁判官の全てが、疑い発見能力を備えていないわけではない。

このようないわば“裁判官ガチャ”が厳然と存在し、その状況が容易に解消しないという現状のもとで雪冤を果たすことのできる制度として、検察官による抗告禁止を実現すべきであると思う。そうすれば、絶望的な司法の下でも、大崎事件は、第1次再審請求審で再審公判に移行することが確定できたし、ほかの事件でも、より早期に再審開始を確定させられたはずなのである。

(ふちの たかお)